

# 物価高騰対策事業 6月補正予算

6月定例市議会が開催され、物価高騰対策に係る補正予算が可決されましたのでお知らせします。詳しくは市のホームページをご確認ください。



6月補正予算のうち物価高騰対策に係る補正予算

**一般会計 総額8億9,081万円の増額補正** (補正後の一般会計予算総額は、911億2,000万円)

- ・ **エネルギー・食料品価格等物価高騰低所得世帯支援給付金事業** **新規** ..... 4億4,000万円  
物価高騰の負担感が大きい低所得世帯に対する支援給付金の支給
- ・ **中小企業者等高压電力価格高騰対策特別給付金事業** **新規** ..... 2億円  
電気料金高騰により、事業経営に多大な影響を受けている中小企業者等への特別給付金の支給
- ・ **地場企業支援事業** ..... 2,000万円  
物価高騰対策として業務効率化等を図るための、中小企業者等に対するデジタル化促進支援事業補助金の追加
- ・ **福祉関係事業者物価高騰緊急対策事業** **新規** ..... 8,550万円  
電気料金など物価高騰の影響を受けている福祉関係事業者に対する給付金の支給
- ・ **飼料高騰緊急支援事業** **新規** ..... 1億2,400万円  
畜産飼料価格高騰により深刻な影響を受けている畜産農家への補助
- ・ **内水面漁業省エネ対策塗装支援事業** **新規** ..... 240万円  
燃料価格高騰により深刻な影響を受けている内水面漁業者への船底塗装費用等エネルギーコスト削減の取組に対する補助
- ・ **一畑電車活性化事業** **一部新規** ..... 638万円  
電気料金高騰により深刻な影響を受けている一畑電車株式会社に対する、沿線地域対策協議会を通じた支援
- ・ **タクシー事業者燃料費高騰緊急対策事業** **新規** ..... 403万円  
燃料価格高騰により深刻な影響を受けているタクシー事業者への補助
- ・ **食料品高騰・食品ロス対策事業** **新規** ..... 850万円  
食料品価格高騰・食品ロス削減対策として、消費・賞味期限が近い食料品を値引き販売する事業者への補助等

おたずね/財政課 ☎21-6608

令和  
5年度

## エネルギー・食料品価格等物価高騰低所得世帯支援給付金のご案内

### ～ 受給には手続きが必要です ～

エネルギー・食料品等の価格が高騰している状況から、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等の皆さまの生活を支援するため、支援給付金を支給します。

◆ **支給額** 対象世帯 1世帯あたり3万円

◆ **支給時期** 市が確認書(または申請書)を受理した日から  
おおむね3～4週間後に支給します。

#### ◆ 対象世帯及び手続

##### ㊦ 住民税非課税世帯

【対象】 令和5年6月1日に出雲市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯

【手続】 対象世帯には7月中旬に、支給要件等の確認事項を記載した「確認書」を送付しました。

必要事項をご記入のうえ、返送してください。

<受付期間:11月30日(木)までにご返送ください。>

##### ㊧ 家計急変世帯

【対象】 令和5年6月1日及び申請日に出雲市に住民登録があり、令和5年1月から10月までに予期せぬ事態により家計が急変し、世帯全員が住民税非課税世帯と同様の事情にある世帯

【手続】 対象世帯は、申請が必要です。詳しくは市のホームページをご確認いただくか、下記窓口までお問い合わせください。

<申請期限:11月30日(木)まで>

※㊦㊧ともに、住民税が課税されている別世帯の親族等の、被扶養者のみで構成された世帯は除きます。

\*申請先:市役所本庁1階 福祉推進課「エネルギー・食料品価格等物価高騰低所得世帯支援給付金」窓口



「出雲市 エネルギー・食料品価格等物価高騰低所得世帯支援給付金」で  検索

おたずね/福祉推進課 (エネルギー・食料品価格等物価高騰低所得世帯支援給付金窓口) ☎21-6761

# 出雲市中小企業者等高压電力価格高騰対策特別給付金のご案内

電気料金の高騰で事業経営に大きな影響を受けており、高压・特別高压の電気を使用している中小企業者等の事業継続を支援するため、新たな給付金制度を創設しました。該当する事業者の方はお早めに申請してください。

## 1. 主な給付要件(全てに該当する事業者)

- ①高压または特別高压の電気を使用していること。
- ②令和5年度実施の「出雲市福祉施設等物価高騰対策給付金」を受給していないこと。
- ③市税の滞納がないこと。
- ④今後も事業継続の意思があること。



## 2. 支給金額 令和5年1月～6月までの間のひと月の電気使用量に応じて下表のとおり給付

使用電力量	給付金額
10,000kwh 未満	10万円
10,000kwh以上 20,000kwh 未満	20万円
20,000kwh以上 30,000kwh 未満	30万円
30,000kwh以上	40万円

※アパート・マンションなど、他者が電気料金を負担している場合は使用電力量とすることはできません。

## 3. 申請方法

申請書に必要な事項を記入のうえ、必要書類を添えて原則郵送(封筒・切手は申請者でご負担ください。)にて申請してください。

申請書は、市のホームページから取得、または市役所本庁・行政センターなどの備え付けをご利用ください。



## 4. 申請期間 7月24日(月)～10月31日(火)

おたずね／商工振興課 ☎21-6541

## 令和5年度

# 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯への生活支援を行うため給付金を支給します。詳細は、市のホームページに掲載していますので、ご確認ください。

また、8月半ば以降、子育て世帯の方へ案内文書を送ります。該当される方は申請してください。



1. **対象者** 平成17年4月2日以降に出生した児童(年度末の満年齢0～18歳※)を養育し、下記の(1)～(6)のいずれかに該当する方 ※特別児童扶養手当等に該当する障がい児は20歳未満

### <ひとり親世帯分>

- (1)令和5年3月分または4月分の児童扶養手当の支給を受けた方
- (2)公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方  
※平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれのお子さんも対象です。
- (3)家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

### <ひとり親世帯分以外>

- (4)令和4年度に同給付金(ひとり親世帯分以外)の支給を受けた方(令和4年度給付金の支給算定基礎となった児童のみ)
- (5)児童手当受給者等で令和5年度分の市県民税が**非課税**の方
- (6)令和5年1月1日以降に家計が急変し、市県民税**非課税相当**の収入になっている方

2. **給付額** 児童1人当たり5万円(要件に重複該当しても、支給は対象児童1人につき1回のみ)

3. **申請方法等** (1)、(4)は支給済み

対象者区分(上記)	申請の要・不要	申請期間	支給予定日
(2)	<u>申請必要</u>	8月～ 令和6年2月末	申請日の翌月末
(3)	<u>申請必要</u>		
(5)	令和5年4月分以降の児童手当を出雲市から受給している方で、市県民税非課税の場合等	申請不要	6月末の時点で該当の方 <b>7月31日(月)</b> *7月下旬に通知送付以降、確認ができた方へ翌月末に支給
	高校生のみの養育している世帯等	<u>申請必要</u>	
(6)	<u>申請必要</u>	8月～ 令和6年2月末	申請日の翌月末

4. **申請先** 市役所本庁1階 子ども政策課「子育て世帯生活支援特別給付金」窓口

おたずね／子ども政策課 ☎21-6644 F A X 21-6413 メール kodomo@city.izumo.shimane.jp